

第3次新座市環境基本計画 年次報告書（令和6年度版）



令和7年9月
新座市

目 次

I	市の概要	1
II	第3次新座市環境基本計画の概要.....	4
III	環境を保全するための施策の推進状況.....	8
	基本目標1 地球にやさしい「まち」をめざそう	9
	基本目標2 持続可能な循環型の「まち」をめざそう	14
	基本目標3 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう.....	17
	基本目標4 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう.....	22
	基本目標5 環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう...	25

本書の概要

本書は、Ⅰ～Ⅲの三つの部で構成されており、各部の概要は次のとおりです。

Ⅰ 市の概要

新座市の都市特性・人口・土地利用について、表やグラフを用いて、令和5年度現在の状況を記載しています。

Ⅱ 第3次新座市環境基本計画の概要

第3次新座市環境基本計画の基本目標等の概要を記載しています。

Ⅲ 環境を保全するための施策の推進状況

第3次新座市環境基本計画に掲げた施策のうち、指標を設定しているものについて、令和5年度の市の取組状況を記載しています。

【掲載例】

施策 第3次新座市環境基本計画に掲げた施策を記載しています。

集団資源回収の実施団体数（累計）

【環境課】

取組状況 施策についての取組状況を記載しています。

ごみの減量化・再資源化を進めるために、町内会・自治会、PTA、スポーツチームなどの団体を中心に、集団資源回収事業を実施しています。集められた資源物（紙類、布類、アルミ缶）は協力事業者が回収し、回収量に応じて市から団体へ奨励金を交付しています（アルミ缶は奨励金の対象外）。

なお、平成17年11月から全町内会で集団資源回収事業が実施され、すべての市民の方に、町内会又は登録団体を通じて集団資源回収に参加していただいています。

指標 取組状況に対する結果等を記載しています。

年度	令和4	5	目標年度 (令和14)
団体数	137		140

持続可能な開発目標(SDGs)で掲げる 17 のゴール

※赤字は本計画に関連するもの

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) とは、「誰一人残さない」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて全会一致で採択され、2030 年までに解決すべきとして、以下の 17 の目標が掲げられました。

SDGs は、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにするため、普遍的な行動を呼びかけるものですが、この SDGs の達成には、国家レベルだけではなく、市民、事業者及び市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。本書では、望ましい環境像の実現に向けて基本目標に関連する SDGs を設定し、その達成を目指します。

 1 貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 不平等 各国内及び各国家間の不平等を是正する
 2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 持続可能な消費と生産 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 教育 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	 14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 インフラ、産業化、イノベーション 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	

I 市の概要

1 都市特性

新座市は、埼玉県最南端に在り、東京都心から25 km圏内に位置し、総面積約22.78 km²を有しています。市域の多くが野火止台地と呼ばれる平坦部にありますが、柳瀬川や黒目川周辺の低地部分が市の北部と南部に細長く分布し、起伏に富んだ地形を形成しています。

昭和40年代に首都近郊のベッドタウンとして急速に人口が増加し、主に市の北部と南部を通る東武東上線と西武池袋線の駅周辺部を中心として市街化が進みました。しかしながら、いまだ市中央部には多くの緑が残されており、これらの豊かな自然環境が市の最大の魅力となり、特徴的な景観をつくり出しています。

2 人口

昭和45年11月の市制施行後、人口は増加し続け、昭和49年には10万人を突破しました。昭和50年以降は人口の増加が緩やかになり、令和6年10月1日現在、166,407人となっています（図1）。

なお、新座市人口ビジョン（令和5年3月）では、市の将来人口は、令和7年にピークを迎え、令和12年には163,772人になると見込んでいます。年齢階層別に見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続け、高齢者人口（65歳以上）は増加を続ける見込みです。

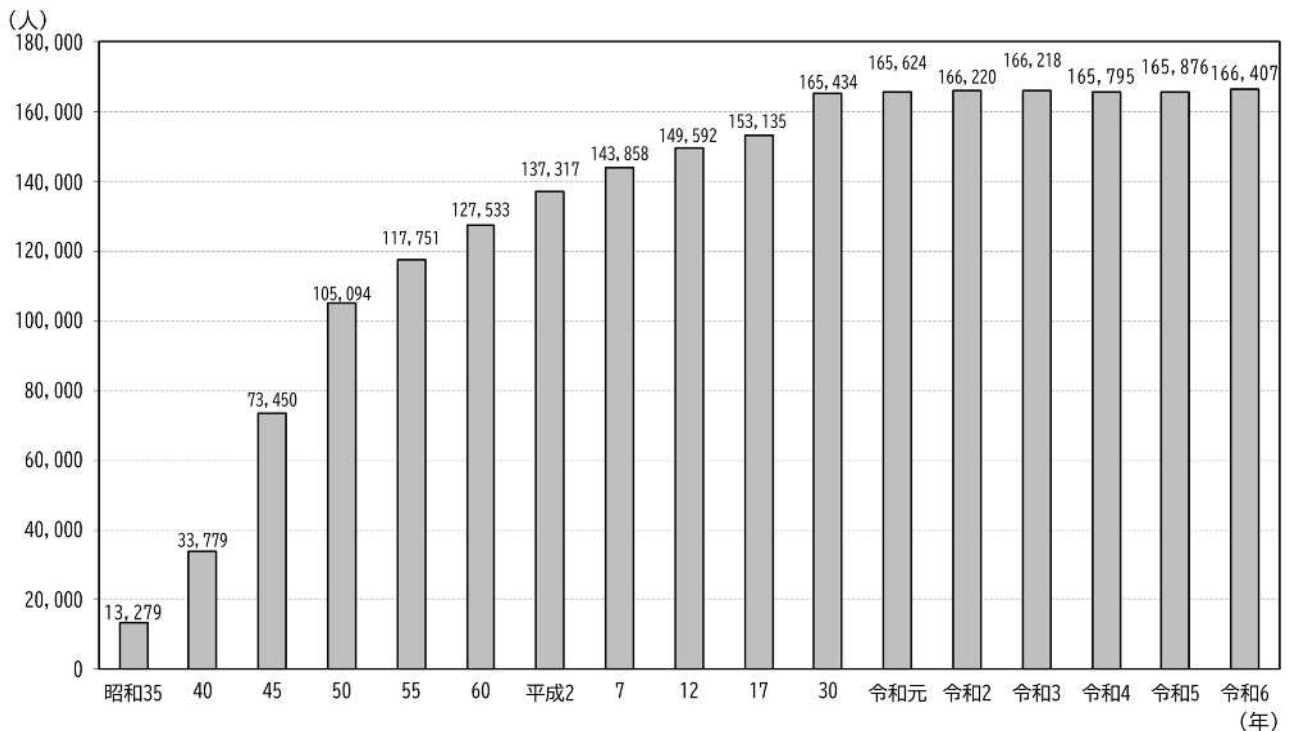
【参考】新座市人口ビジョンの基本推計における年齢階層別人口構成比（令和2年と令和12年）

令和2年（2020年） 年少人口13.3%、生産年齢人口60.9%、高齢者人口25.8%

令和12年（2030年） 年少人口12.5%、生産年齢人口60.8%、高齢者人口26.7%

資料：新座市人口ビジョン【新座市】

図1 人口の推移



※ 住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値（各年10月1日現在）

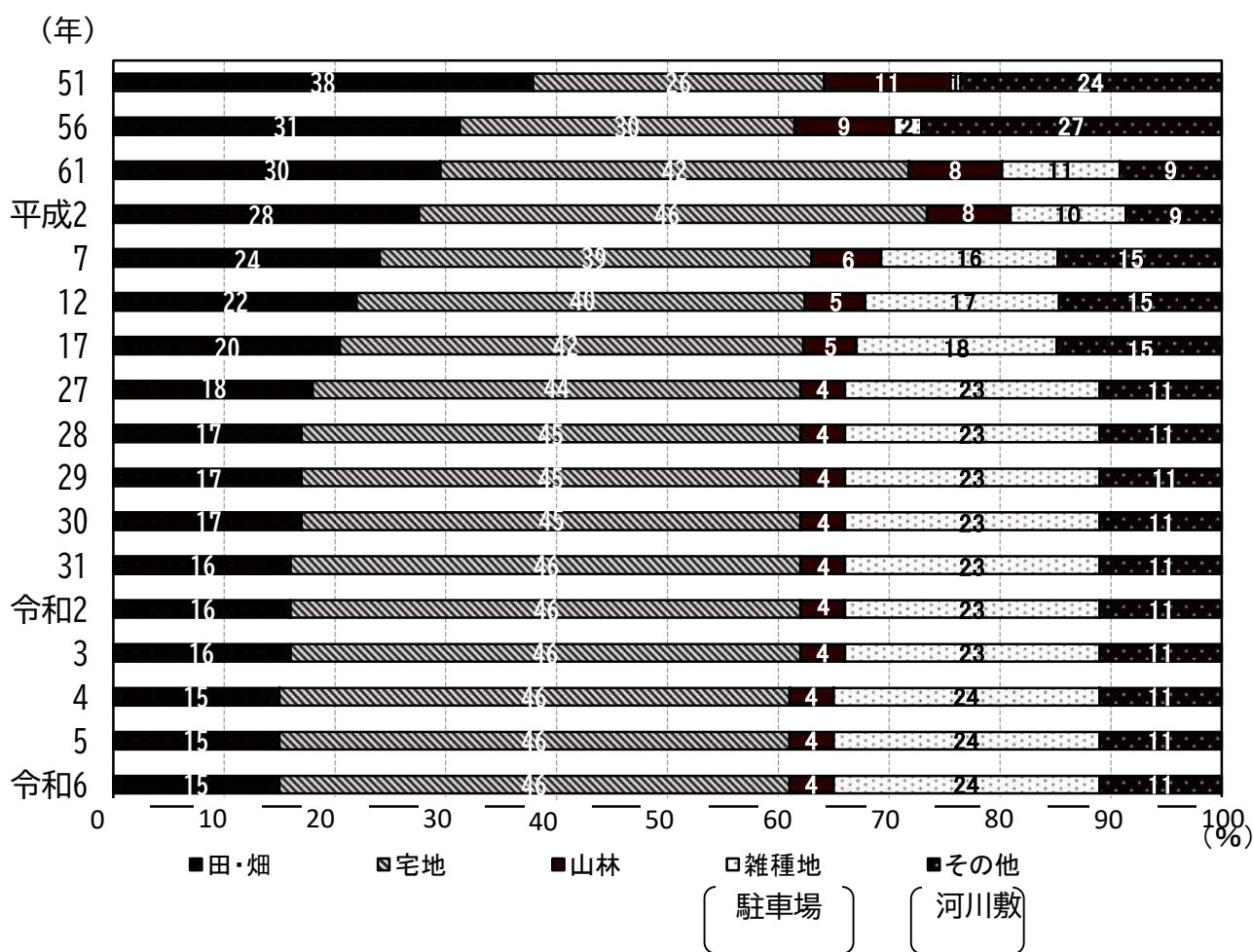
資料：統計いざ【新座市】

3 土地利用

昭和30年代後半からの急激な人口増加は、主に民間の小規模な宅地開発によるものであり、特に鉄道駅周辺に宅地が形成されていきました。昭和41年には宅地の約4倍も存在した農地が、昭和50年代半ばには宅地とほぼ同じ面積となりました。さらに近年、JR武蔵野線新座駅周辺の土地区画整理事業地内などで宅地開発が進んだ影響もあり、現在では、農地の割合が宅地の半分以上までに減少しています(図2)。

鉄道駅周辺で宅地化が進む一方で、市中央部は市街化調整区域であるため、宅地化が抑制されました。その結果、市中央部においては武蔵野の面影を残す雑木林や農地が多く残されています。

図2 土地利用面積割合の推移



※ 各年1月1日現在

※ 平成5年に宅地と雑種地の集計方法を変更しました。

資料：統計にいざ【新座市】

Ⅱ 第3次新座市環境基本計画の概要

1 望ましい環境像

市民、事業者及び市の三者の協働によって環境の保全等に向けた具体的な取組を推進していくためには、誰もが共感できる分かりやすい望ましい環境像が必要です。この計画では、次のように望ましい環境像を定め、環境の保全、回復及び創出に取り組んでいます。

望ましい環境像

豊かな暮らしが 自然と共生する
持続可能なまち「にいざ」

(1) 豊かな暮らしが

これからもずっと人々の笑顔と活気があふれ、健康と快適さが確保された豊かな暮らしの実現のため、みんなで環境保全に取り組むまちを目指します。

(2) 自然と共生する

市民、事業者、市などの多様な主体が協働やパートナーシップにより、緑地や水辺を始めとした自然と寄り添い、自然環境の維持の妨げにならず、活性化につながる暮らしを構築することを共生としてとらえ、雑木林・農地などの緑地や柳瀬川、黒目川、野火止用水などの水辺といった新座市の豊かな自然の保全を行うことで、自然と共に持続的に生活していくことが可能なまちを創り上げていくことを目指します。

(3) 持続可能なまち「にいざ」

環境にやさしく持続的に発展することができる誰もが住み続けたいと感じられる循環型のまちを目指します。

2 基本目標

「望ましい環境像」の実現に向けて、五つの基本目標を掲げます。また、目標に基づいた取組の基本方針を設定します。

基本目標

- 地球にやさしい「まち」をめざそう
- 持続可能な循環型の「まち」をめざそう
- 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう
- 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう
- 環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう

基本目標	基本方針	関連する SDGs
1. 地球にやさしい「まち」をめざそう	市民・事業者・市が一体となって、環境にやさしい行動の実践や省エネルギー対策などに取り組み、持続的に発展するまちを目指します。	   
2. 持続可能な循環型の「まち」をめざそう	プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題に対しても対策を強化し、ごみの発生抑制・再資源化が進んだまちを目指します。	   
3. 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう	公害のない生活環境を維持し、市民・事業者と協働して、快適な生活空間、美しい景観が形成されたまちを目指します。	  
4. 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう	雑木林・農地などの緑地や黒目川、柳瀬川、野火止用水などの水辺といった新座市の豊かな自然が保全され、多くの生き物が生息するまちを目指します。	 
5. 環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう	市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境保全に対する高い意識をもって自発的に行動し、市民・事業者・市が協働して環境の保全に取り組むまちを目指します。	  

3 計画の対象範囲

本計画では、「地球環境」、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」を対象範囲とします。

① **地球環境**
(地球温暖化・気候変動などの地球環境問題)

② **生活環境**
(大気汚染・水質汚濁などの公害問題、生活環境問題)

③ **都市環境**
(ごみの減量化や不法投棄などの廃棄物問題、居住環境の整備などの都市環境問題)

④ **自然環境**
(森林の減少・生態系の破壊などの自然環境問題)

4 計画の推進期間

本計画では、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間を計画の推進期間とします。

計画の推進に当たっては、毎年、進捗状況の点検結果を公表するとともに、社会経済情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを行います。

Ⅲ 環境を保全するための施策の推進状況

基本目標1 地球にやさしい「まち」をめざそう

基本目標2 持続可能な循環型の「まち」をめざそう

基本目標3 健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう

基本目標4 自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう

基本目標5 環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう

基本目標 1

地球にやさしい「まち」をめざそう

関連するSDGs



地球温暖化やそれに伴う気候変動は、本市にも大きな影響をもたらしており、集中豪雨や猛暑日の増加、熱中症搬送者数の増加などの被害が確認されています。

市では、これまで「新座市エコライフデー」の実施、公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入、公共交通の利用促進などを図り、環境にやさしい暮らしの推進と実践を進めてきました。

さらに、本市では、令和4年(2022年)にゼロカーボンシティ宣言を行っており、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、温室効果ガス排出量削減や省エネルギー対策など、更なる努力が必要です。

そこで、市民・事業者・市が一体となって、地球温暖化の防止に努め、更なる環境にやさしいまちの実現に向けた取組を展開していきます。加えて、自然災害・市民生活などの分野における、気候変動に適応するための取組を展開することで持続可能なまちづくりを推進していきます。

市域から発生する温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

第3次新座市地球温暖化対策地域推進計画(計画期間：令和5年度から令和12年度までの8年間)を令和5年3月に策定し、新座市ゼロカーボン推進補助金制度(①太陽光発電設備及び蓄電池、②高効率空調機器、③LED照明灯、④高効率照明機器の4種を対象設備とした補助)の実施、生ごみ処理容器の購入に係る補助金制度の実施、新座市エコライフデーの実施など、温室効果ガスの排出量の抑制に向けた取組を進めています。

市の事務事業により発生する温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

第4次新座市地球温暖化対策実行計画(計画期間：令和5年度から令和12年度までの8年間)に基づき、市が自らの事務・事業の実施に伴って排出する温室効果ガス排出量の削減を図っています。市では、令和5年度から令和9年度の5か年において、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、公共施設については、5か年において、太陽光発電設備及び蓄電池をPPA方式(※)により13施設に、高効率空調機器をリース方式又は工事により8施設に、高効率照明機器をリース方式により14施設に、それぞれ導入する予定です。

※ 発電事業者が市の公共施設に太陽光発電設備及び附帯設備を事業者の負担により設置し、運転・維持管理を行った上で発電された電力を当該施設に供給する契約方式

市域における温室効果ガス排出量（※）

【埼玉県温暖化対策課】

※ 市内の全ての事業者や家庭から排出された温室効果ガスの量を指します。



※ 埼玉県温暖化対策課により毎年公表していましたが、現在、公表内容が更新されていません。令和4年度が直近の市町村別の温室効果ガス排出量の推計結果となります。

資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書

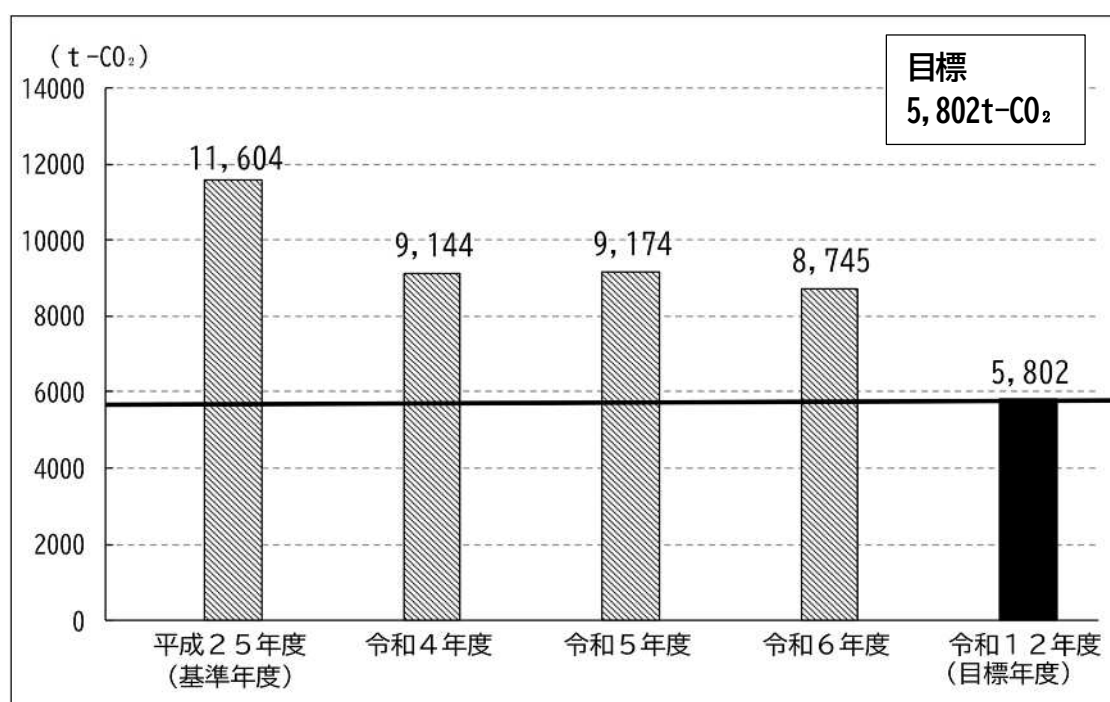
市の事業の実施に伴う温室効果ガス排出量（※1）

【環境課】

電気の使用に伴う排出係数を基礎排出係数（※2）にて算定した排出量

※1 市の業務（学校や公民館等の公共施設を含む）に伴い排出された温室効果ガスの量を指します。

※2 電気事業者が販売した電気を発電する際に焼却した燃料から排出された二酸化炭素量を、電気事業者が供給した電力量で割って算出された値です。

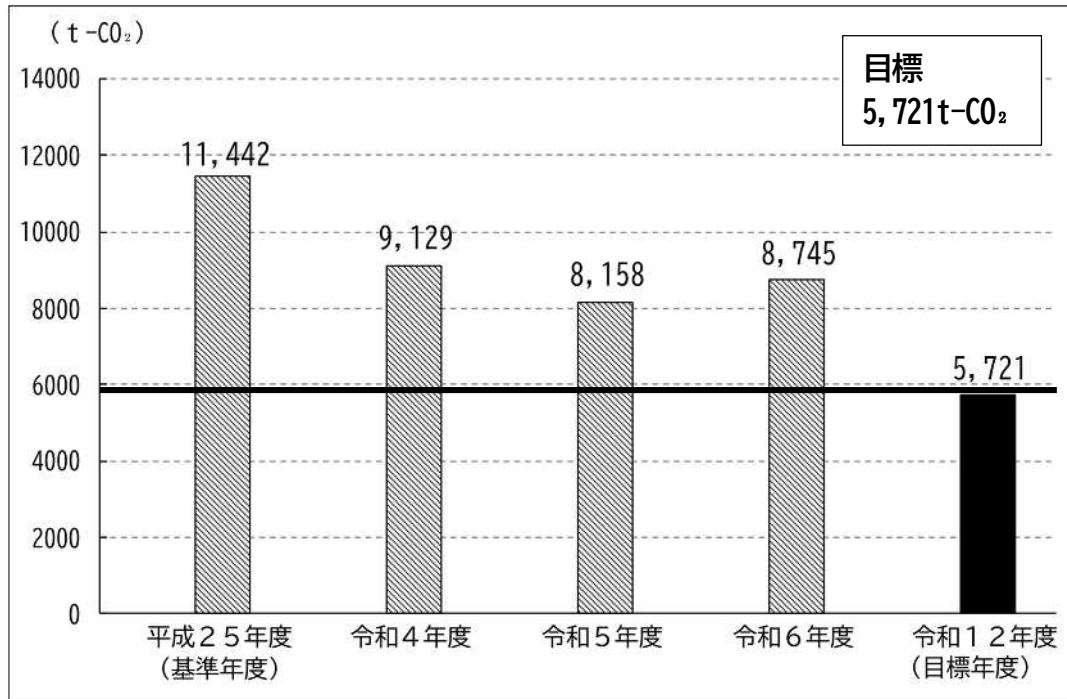


市の事業の実施に伴う温室効果ガス排出量

【環境課】

電気の使用に伴う排出係数を調整後排出係数（※）にて算定した排出量

※ 基礎排出係数に様々な要素(再エネの固定価格買取制度による買取電力量や非FIT 非化石電源からの調達量等)を加味して修正した値。再生可能エネルギーの利用や排出量削減策の導入などにより削減されることから、より正確な排出量を反映するために使用される指標です。



公用車における電動車（※）の導入率

【管財契約課】

公用車を導入する際は、電動車を優先的に選択しています。令和6年度には、新たに3台の電気自動車を導入したほか、既存車両の削減に努めたため、全体として、電動車の導入率は向上しました。

※ 電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）を含む。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和12)	目標年度 (令和12)
導入率 (%)	3.3	11.5	13.5	100	100
公用車 (台)	120	121	118	—	—
電動車 (台)	4	13	16	—	—

公共施設の新設及び改修に合わせて、積極的に再生可能エネルギー型設備を導入しており、令和6年度には、太陽光発電設備を大和田公民館等3施設に導入及び新堀小学校に増設しました。なお、令和5年度現在、太陽光発電システムを48か所の公共施設へ導入しています。

年度	令和4	令和5	令和6	前年比 増加量	目標年度 (令和12)
導入量 (kW)	271.99	362.03	429.93	+67.9	440.12

【太陽光発電システム】

三軒屋公園前自転車駐車場：7.524kW
 市営墓園：5.4kW
 栄五丁目集会所：3.2kW
 石神集会所：3.075kW
 栗原六丁目集会所：3.0kW
 野火止四丁目集会所：3.0kW
 野寺集会所：3.0kW
 野火止中集会所：2.88kW
 野火止一丁目集会所：3.0kW
 東三丁目集会所：3.0kW
 北野ふれあいの家：3.0kW
 新座ふれあいの家：3.5kW
 道場集会所：3.0kW
 第一保育園：4.0kW
 第二保育園：4.0kW
 北野保育園：4.0kW
 西堀保育園：3.345kW
 新座保育園：4.0kW
 新座二丁目ふれあい公園：8.0kW
 第二老人福祉センター：4.0kW
 東北放課後児童保育室：4.0kW
 野火止放課後児童保育室：3.0kW
 新堀放課後児童保育室：4.0kW

大和田放課後児童保育室：3.0kW
 児童発達支援センター：4.4kW
 水道管理センター：15.4kW
 野火止浄水場：10.0kW
 大和田小学校：20.0kW
 片山小学校：10.0kW
 八石小学校：4.5kW
 野寺小学校：5.5kW
 新堀小学校①：4.62kW
 東野小学校：20.0kW
 陣屋小学校：20.0kW
 石神小学校：20.16kW
 新座中学校：4.62kW
 第二中学校：50.0kW
 第四中学校：4.62kW
 けやきの家：3.843kW
 市民会館・中央図書館：11kW（5.5kW×2基）
 新座市役所本庁舎：30.0kW
 ふるさと新座館：13.05kW
 東ふれあいの家：8.2kW
 保健センター・歴史民俗資料館複合施設：10.0kW
 野火止用水公園トイレ：
 0.085kW×2基（太陽電池式回転灯）

【令和6年度に導入した施設】（全4施設）

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 新座市児童センター：11.70kW | 3 畑中公民館：11.40kW |
| 2 新堀小学校②：33.40kW | 4 大和田公民館：11.40kW |
- （上記の新堀小学校①に追加設置したもの）

【参考掲載】ゼロカーボン推進補助金の交付件数、補助制度に係る太陽光発電設備の出力 【環境課】

2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする『新座市ゼロカーボンシティ』の実現に向け、ゼロカーボンの推進に寄与する設備の設置費の一部について、4 種の補助金を交付します。

補助金の交付件数（件）

年度	令和 5	令和 6
太陽光発電設備 (個人・事業者の合計)	25	58
蓄電池 (個人・事業者の合計)	26	56
高効率空調機器 (個人・事業者の合計)	38	35
L E D照明灯 (家庭向け)	94	351
高効率照明機器※ (事業者向け)	1	5

※ 調光制御機能（①スケジュール制御機能、②明るさセンサによる一定照度制御機能、または③在・不在調光制御機能）を有する L E D照明灯のことです。

補助制度に係る太陽光発電設備の出力（kW）

年度	令和 5	令和 6
出力（kW）	127	260

補助制度に係る太陽光発電設備の年間想定発電量（kWh）

年度	令和 5	令和 6
発電量 (kWh)	131,563	260,857

基本目標2

持続可能な循環型の「まち」をめざそう

関連するSDGs



市では、ごみの分別収集や町内会などにおける集団資源回収を実施し、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めてきました。また、学校や公園の剪定枝葉の堆肥化・チップ化といった再資源化や、廃食用油を再資源化するなど、資源の有効活用も図っています。

ごみ排出量の削減に向けて、各主体に対する意識啓発や、ごみの再使用（リユース）などを促進する必要があります。また、プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題への対策の強化も求められます。

このような状況を踏まえ、ごみの減量化に向けた発生抑制や発生回避、再使用を進めるとともに、ごみの再資源化や不法投棄の防止などの適正処理を進めるなど、持続可能な循環型の「まち」に向けた取組を展開します。

市民一人一日当たりのごみ排出量

【環境課】

市民一人一日当たりのごみの排出量は、昨年度と比べ 17.16 g 減少しました（前年度比 2.33% 減少）。

本市が令和5年3月に策定した「第3次新座市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度～令和14年度）」では、国及び埼玉県のごみの減量化目標をもとに、令和14年度までに「市民一人一日当たりのごみの排出量」を 725 g にする目標を設定しました。令和6年度までにこの目標を達成していますが、今後もよりごみ排出量の減量化に努めてまいります。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
排出量 (g)	756.40	733.85	716.69	725

資料：第3次新座市一般廃棄物処理基本計画

【参考掲載】生ごみ処理容器購入費補助金の交付件数

【環境課】

生ごみ処理容器を活用することで、家庭での調理で発生した食物のくず等の生ごみを堆肥化、減量化し、生ごみの発生量を抑制します。

年度	令和4	令和5	令和6
件数	中止	40	40

【参考掲載】フードドライブの回収量（累計）

【環境課】

家庭で余っている食品を回収し、フードバンク等を通じて福祉団体や施設等に提供することで、食品ロスを削減します。

令和5年度から、市内ファミリーマートの一部店舗（通年で回収）や十文字学園女子大学、新座市商工会に御協力を頂き回収窓口を増設することで、より多くの方がフードドライブを実施しやすい環境づくりを行いました。

年度	令和4	令和5	令和6
回収量 (kg)	99	1,413	835

集団資源回収の実施団体数（累計）

【環境課】

ごみの減量化・再資源化を進めるために、町内会・自治会、PTA、スポーツチームなどの団体を中心に、集団資源回収事業を実施しています。集められた資源物（紙類、布類、アルミ缶）は協力事業者が回収し、回収量に応じて市から団体へ奨励金を交付しています（アルミ缶は奨励金の対象外）。

なお、平成17年11月から全町内会で集団資源回収事業が実施され、全ての市民の方に、町内会又は登録団体を通じて集団資源回収に参加していただいています。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
団体数	137	136	135	140

学校で^{せん}剪定した樹木から造られたチップの量

【教育総務課】

小中学校の剪(せん)定枝葉は、堆肥にしたり、チップにしたものを公園の歩道材料として再利用したりするなど有効活用を図っています。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
チップの量 (t)	99	91.3	134.7	99

不法投棄の回収重量

【環境課】

埼玉県や新座市環境保全協力員と協力しての監視パトロールを行うとともに、不法投棄防止看板を公民館などで希望者に無料で配布しています。なお、最近の不法投棄物は、冷蔵庫やベッドなど大型のものは減少傾向となっています。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
回収重量 (t)	7.8	9.5	2.5	5.9
回収件数	156	273	298	-

基本目標3

健康で快適に暮らせる「まち」をめざそう

関連するSDGs



市では、大気や河川などにおける各種調査、工場・事業場などの事業所に対する監視・指導、道路交通や鉄道などの騒音・振動に対する監視を通じて、公害の発生防止に努めてきました。

また、路上喫煙防止巡回パトロールや、放置自転車などに対する警告・撤去の実施など、快適な生活空間形成のための取組を行ってきたほか、地域の清掃活動など、美しいまちづくりにも力を入れてきました。

公害のない生活環境を維持するため、大気汚染、水質汚濁、土壌・地下水汚染、騒音・振動、悪臭、その他化学物質などの監視・測定などの取組を引き続き展開します。

また、快適な生活空間・美しい景観が形成されたまちを目指し、路上喫煙・不法投棄の防止に向けた取組や、市民参画型の取組を展開します。

二酸化窒素／二酸化硫黄／浮遊粒子状物質(※)の測定結果

【埼玉県大気環境課】

埼玉県が行っている規制対象施設への立入検査に同行して情報を収集しています。

なお、埼玉県が市内1地点（水道管理センター）で大気中の二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の常時監視を行っています。

※ 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10マイクロメートル以下のもの

【日平均値が環境基準を超えた日数】

環境基準：二酸化窒素（0.06ppm）、二酸化硫黄（0.04ppm）、浮遊粒子状物質（0.10mg/m³）

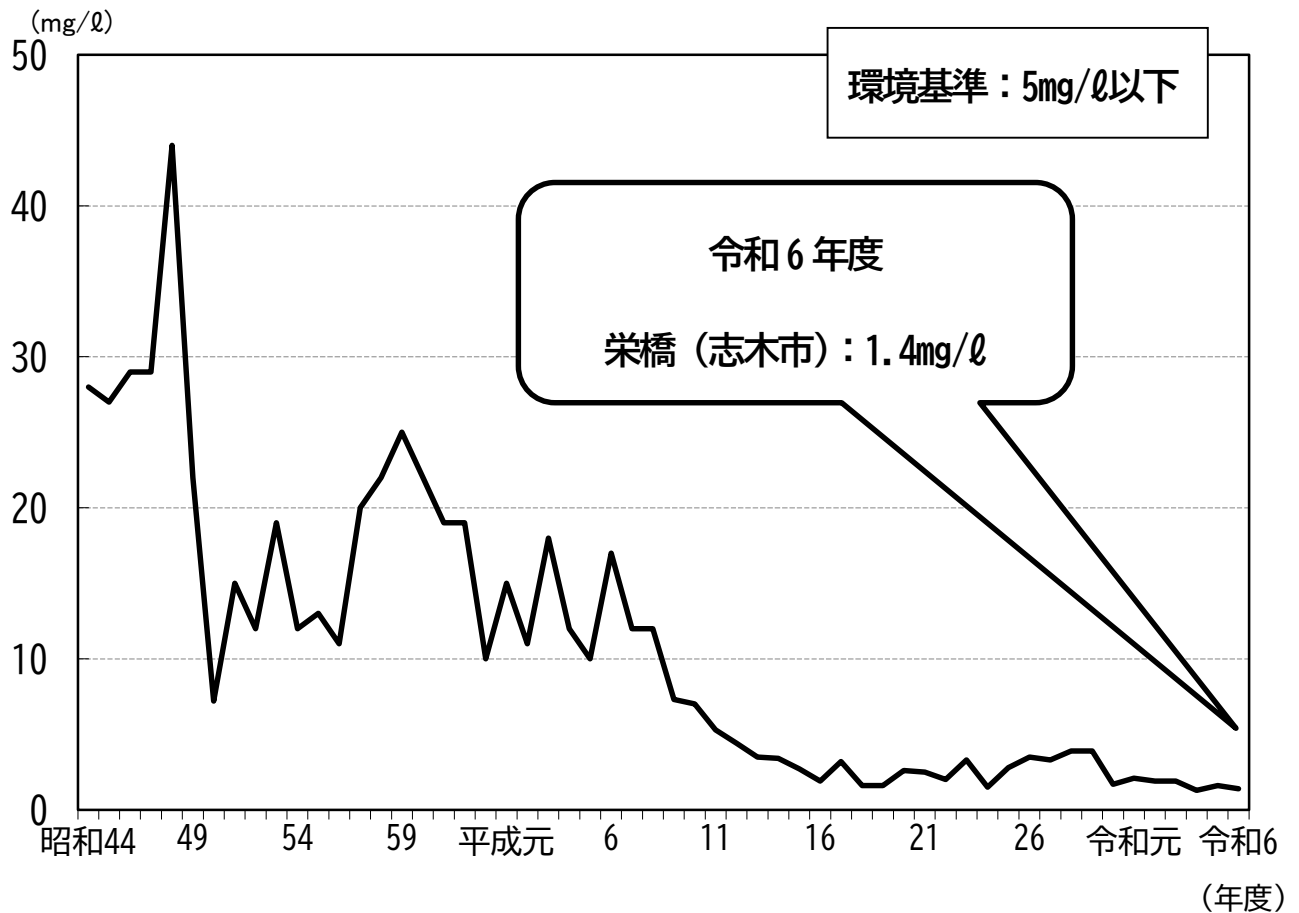
年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
二酸化窒素	0	0	0	0
二酸化硫黄	0	0	0	0
浮遊粒子状物質	0	1	1	0

野火止用水の水質測定を年2回行っています。

また、埼玉県が行っている規制対象施設への立入検査に同行して情報を収集しています。

なお、柳瀬川及び黒目川については、埼玉県が水質測定を月1回行っています。

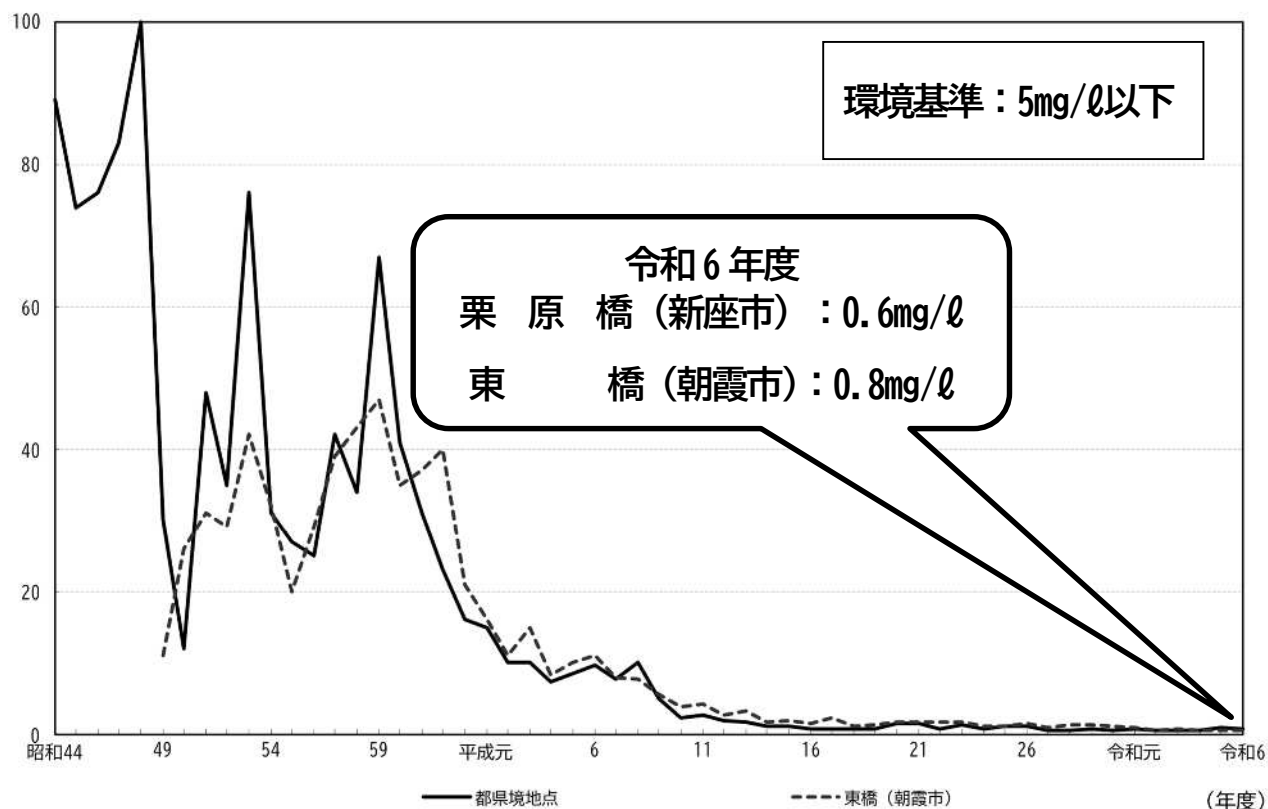
【柳瀬川におけるBOD濃度（75%値）】※生活環境の保全に関する環境基準のC類型に指定されます。



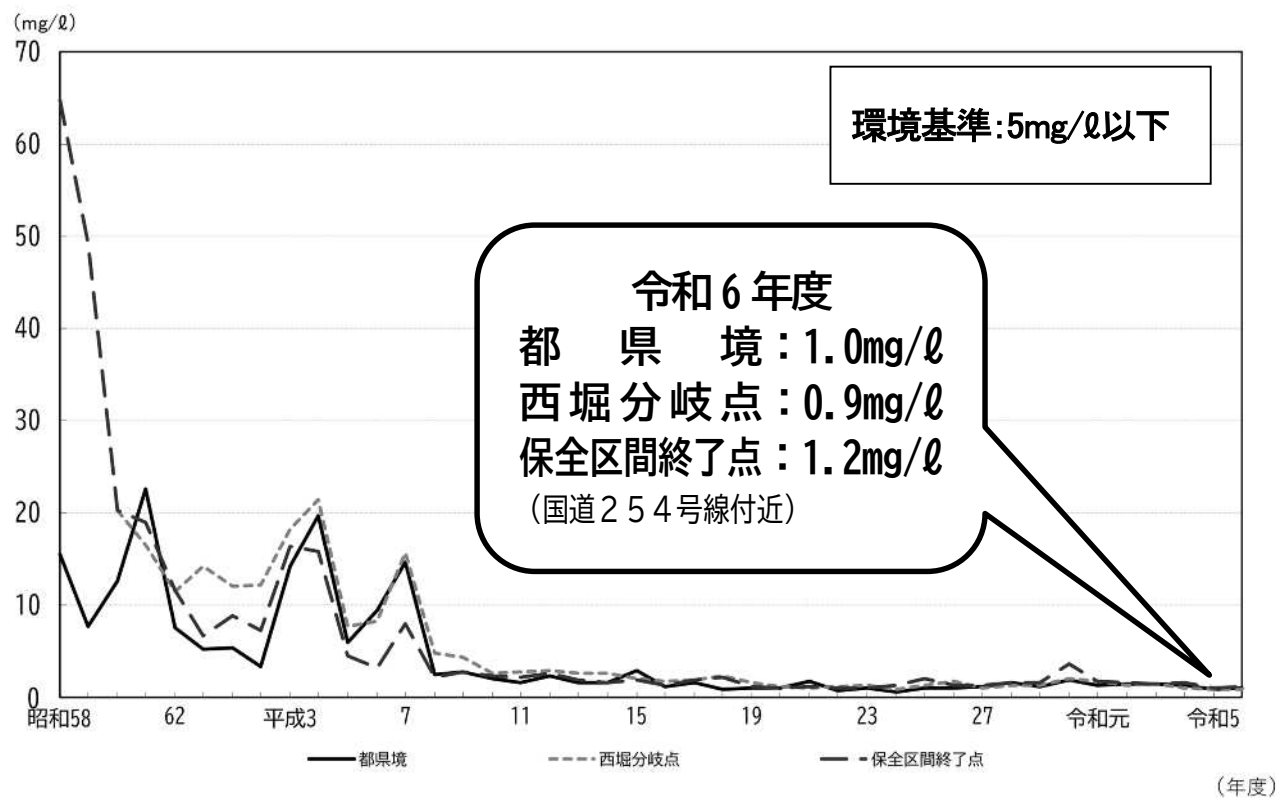
資料：公共用水域及び地下水の水質測定結果（総括編）【埼玉県水環境課】

【黒目川におけるBOD濃度（75%値）】※生活環境の保全に関する環境基準のC類型に指定されます。

資料：公共用水域及び地下水の水質測定結果（総括編）【埼玉県水環境課】



【野火止用水におけるBOD濃度（年平均値）】※生活環境の保全に関する環境基準は適用されません。



資料：河川等水質測定業務委託報告書【環境課】

【参考】公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く。）

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量(SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/ℓ 以上	—

※ 基準値は、日間平均値とする。

公共下水道の普及率・水洗化率

【下水道課】

公共下水道の普及について、新座市では整備可能な区域はほぼ全域で整備済みである状態です。

また、水洗化については、水洗化指導として、水洗化されていない住居を調査し、水洗化を促す文書の投函や戸別訪問による普及啓発を行います。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
普及率 (%)	97.3	97.4	97.4	-
水洗化率 (%)	98.6	98.7	98.7	98.65

※ 公共下水道普及率とは、行政人口に対する処理区域人口の割合を、水洗化率とは、処理区域人口に対する水洗化人口の割合を表しています。

地盤沈下の測定結果

【埼玉県水環境課】

埼玉県が市内8地点で地盤沈下の調査（測定）を行っています。

年度	令和4年	令和5年	令和6年	目標年度 (令和14)
平均変動量 (mm)	+1.5	-1.7	+4.8	±20 mm以下

※ 被害の生じるおそれのある沈下量の目安は、20mmとされています。

※ 「+」は隆起、「-」は沈下を表しています。

【参考】市内8地点の変動量 (mm)

測定場所／年度	令和4年	令和5年	令和6年
柳瀬川（英橋）	-1.0	+0.6	+2.2
野火止小学校	-1.7	-0.9	+4.2
(株)三共開発	+1.3	-0.7	+3.5
あたご2丁目2地先 ガソリンスタンド向側	+5.3	-1.9	+4.0
片山小学校	+3.4	-5.7	+8.4
第四小学校	+2.9	-2.3	+5.1
西堀公園	+3.1	-2.9	+9.1
新座団地交番	-1.1	-0.5	+2.0

資料：埼玉県地盤沈下調査報告書、埼玉県水準測量成果表

基本目標4

自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう

関連するSDGs



市内の緑地を保全していくため、市民憩いの森などの整備を進めるほか、新座市グリーンスマイル基金などを活用した緑地の確保に努めるとともに、雑木林などの樹木の適切な維持管理を行います。また、身近な緑である農地についても、その保全を進めます。

さらに、河川や湧水といった水辺を適切に管理するとともに、自然環境に配慮した整備を進めていきます。

市指定保全樹木等(独立樹木)の指定状況

【みどりと公園課】

一定の基準に該当し、保存する必要があると認める樹木について、所有者の同意を得た上で市指定保存樹木等に指定しています。

※ 独立は、樹高12m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

※ 集団は、集団樹木の土地面積が2,500平方m以上のもの

年度		令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
独立 (本)		242	93	93	231
集団	箇所数	6	9	6	—
	面積 (ha)	3.5	4.7	3.5	—

平林寺近郊緑地保全区域の維持・管理

【みどりと公園課】

平林寺境内林とその周辺の雑木林等の優れた自然環境を保全していくため、昭和44年に首都圏近郊緑地保全法に基づく「平林寺近郊緑地保全区域※」に指定されております。

※ 無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるものです。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
面積 (ha)	68.0	68.0	68.0	68.0

妙音沢特別緑地保全地区の維持・管理

【みどりと公園課】

栄一丁目地区の妙音沢緑地は、豊富な湧水があり、貴重な山野草が自生するなど多様な生態系を形成しているため、平成 16 年に都市緑地法に基づく妙音沢特別緑地保全地区に指定し、ボランティアと協働で草刈りなどを行うことにより、豊かな自然環境の保全に努めます。

年度	令和 4	令和 5	令和 6	目標年度 (令和 14)
面積 (ha)	3.3	3.3	3.3	3.3

市民憩いの森・緑地の整備状況

【みどりと公園課】

一定規模以上の樹林、その他の緑地について、土地所有者と協定を結び、「市民憩いの森」として、市民の皆様に対して開放します。

年度	令和 4	令和 5	令和 6	目標年度 (令和 14)
整備面積 (ha)	7.2	7.2	7.3	7.2

レジャー農園・農業体験農園の利用者数（累計）

【産業振興課】

農作物を自ら作る喜びを知ることができるレジャー農園 10 か所、農家の方の指導を受けながら、野菜の植え付け、管理、収穫を行うことができる農業体験農園を 4 か所設けていましたが、令和 5 年度に 1 か所減少し、農業体験農園は全部で 3 か所となっています。

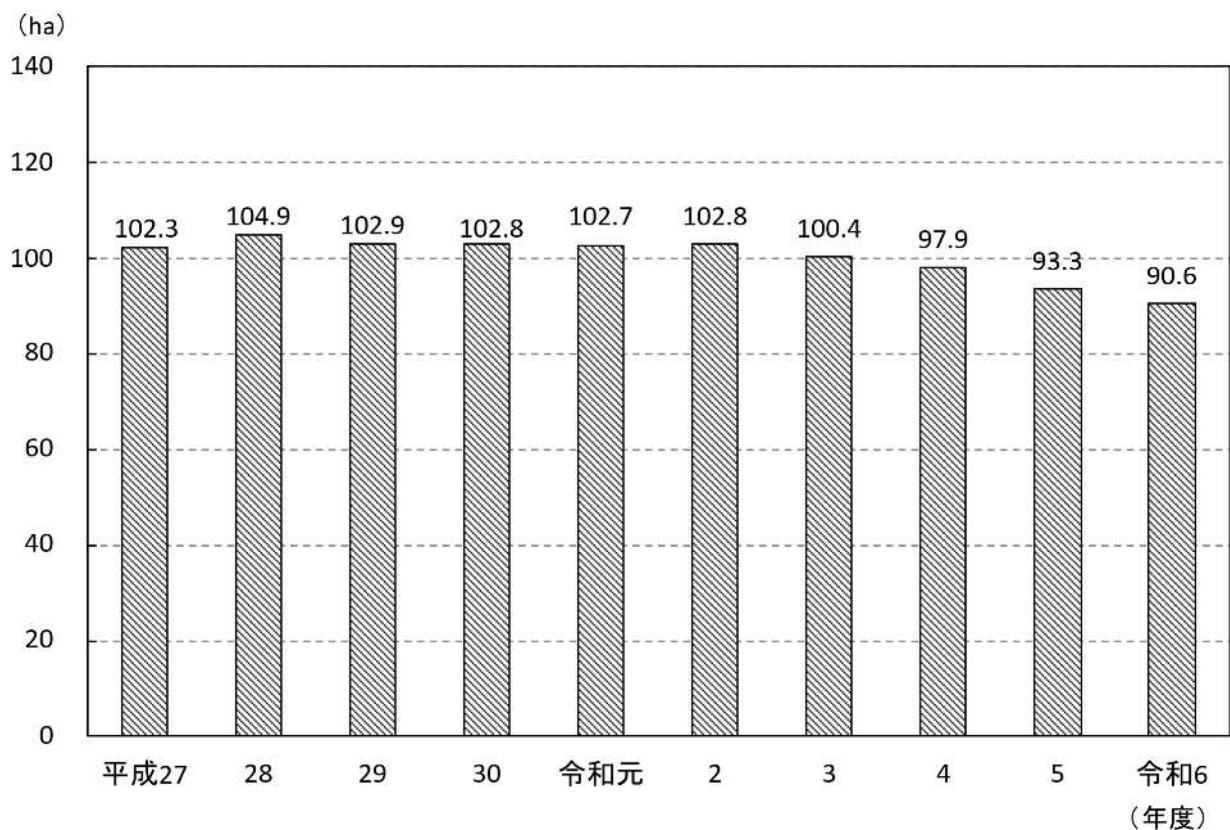
令和 6 年度には、レジャー農園に 512 人、農業体験農園に 83 人の方々が参加をしました。また、農家が育てた野菜や果物を収穫することができる体験型観光農園 6 か所について、にいざ農産物直売所発見マップ等で P R を行い、利用拡大を図ります。

年度	令和 4	令和 5	令和 6	目標年度 (令和 14)
設置数	14	13	13	—
利用者数	596	580	595	557

農地の保全を目的として、生産緑地法に基づき生産緑地の指定や農家への支援などを行っております。

令和元年には、都市農地所有者のために互いに協力して、都市農地の保全（都市住民の生活と隣り合った農業生産の場としての保全）と活用（ライフスタイルの多様化に対応したゆとりと潤いのある住宅地の創出等）による多面的機能を発揮するとともに、農業従事者による円滑な運用を図ることを目的として、近隣3市（朝霞市、志木市、和光市）及びあさか野農業協同組合と都市農地の保全に関する協定を締結しました。この協定では主に、「特定生産緑地制度※」の指定についてあさか野農業協同組合に支援を受け、結果として、令和4年度に生産緑地に指定されてから30年が経過した243地区のうち、216地区を特定生産緑地に指定しました。今後もこの協定に基づき、都市農地の保全に努めていきます。

※ 生産緑地に指定されてから30年が経過した生産緑地は、いつでも買取り申出ができますが、現在適用されている税制特例措置（固定資産税の農地評価や相続税等の納税猶予）を受けることができなくなります。特定生産緑地制度では、生産緑地に指定されてから30年が経過するまでに、土地所有者の同意をもって特定生産緑地に指定することで、買取り申出ができる時期を10年延長し、これまでと同様の税制措置を維持し、農地の継続的な保全を担保する制度です。



基本目標5 環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう

関連するSDGs



持続可能な社会の構築には、市民・事業者・市などの全ての主体が、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

市では、環境イベントや広報などを通じた環境情報の共有化、雑木林や農地における体験活動、清掃ボランティアの実施などを図ってきました。

そこで、今後も、本市における環境活動の輪を更に広げていくため、環境意識の向上・自然と触れ合う活動の推進・各主体の協働体制の構築といった取組を展開します。

環境に関する講座・セミナーの開催回数

【環境課】【中央公民館】ほか

学校や公民館及び商業施設などで地球温暖化やごみ問題、省エネルギーについて学習することができる講座などを開催します。

令和6年度には、市内の保育園で幼児向けごみ減量講座を開催しましたほか、昨年度と継続して株式会社カインズと協力し、カインズ新座店にて、LEDライトの工作を通じてエネルギー問題を学ぶことができる小学生向けの工作教室等を開催しました。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
開催回数 (回)	21	27	32	39
参加者数 (人)	349	419	632	-



自然・環境に関する生涯学習ボランティアバンクの団体数 【生涯学習スポーツ課】

市では、様々な知識や経験、優れた技能や技術を持った方に対して生涯学習指導者としての登録を随時受け付け、これから学習活動に取り組もうとするグループや個人に対して、登録者を紹介する「生涯学習ボランティアバンク」制度を設けています。この制度を通じて学習環境の充実や学びの輪を通したまちづくりの促進を図ります。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
登録団体 (組)	1	1	1	3

自然体験・自然環境調査活動の参加者数

【シティプロモーション課】

グリーンツーリズム事業の一環として市内竹林での親子のタケノコ掘り体験について令和5年度まで開催しておりましたが、竹林の土地管理者から許可が下りなくなったため、令和6年度は自然環境を維持していくために市民ボランティアが継続した清掃活動を実施しています。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
参加者数 (組)	休止	60	24※	60

※ 市民ボランティアの参加者数



公園ボランティアの登録者数

【みどりと公園課】

環境保全団体、市民、事業者等が組織する公園ボランティアとの協力体制を構築し、市民参加による公園や緑地の管理を進め、安全で安心して利用できる愛着の持てる公園づくりを行います。

ボランティア名称	活動内容	合計登録数（人）			
		令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
①トイレクリーンキーパー ②低木・生け垣刈り込みサポーター ③公園パートナー「花の広場」 ④小規模公園管理サポーター	①公園内のトイレの清掃 ②公園内の低木・生け垣の刈り込み等 ③花壇の維持管理 ④ポケットパークの管理	168	176	174	182

環境美化活動制度の登録団体数（累計）

【環境課】

新座らしい良好な景観を保全するとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しい街並みの実現に向けて、市民、事業者及び市の三者が協働し、環境美化活動や監視活動を推進します。

近年はごみ問題に対する市民の環境意識が向上傾向にあり、令和6年度は、環境美化活動制度の登録団体が2団体増加し、全部で33団体となりました。

また、春と秋の各1日に各町内会に地域の清掃活動を行ってもらう「地域クリーン活動」事業の実施を呼びかけ、市で支援を行います。

年度	令和4	令和5	令和6	目標年度 (令和14)
団体数	29	31	33	34



「第3次新座市環境基本計画年次報告書 令和6年度版」

に関する御意見をお聞かせください。

今後の新座市環境基本計画の推進や進行管理に反映させるため、第3次新座市環境基本計画年次報告書に対する市民・事業者の皆さんの御意見をお聞かせください。

この用紙を用いて、次のいずれかの方法で新座市市民生活部環境課宛てに提出してください。

① 郵送

宛先：〒352-8623

新座市野火止一丁目1番1号

新座市役所環境課環境保全係あて

② FAX

FAX番号：048-477-1128

③ QRコード（新設）

電子申請システム入力フォームに繋がります



©新座市 2010



御意見の内容

※ 提出された御意見に個別の回答は行いません。

御協力ありがとうございました。



新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」

第3次新座市環境基本計画年次報告書

令和6年度版

令和7年9月発行

新座市市民生活部環境課

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

TEL : 048-477-1111 (代表)